

\*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## おかしいものは見逃さず、声をあげる

新型コロナの蔓延が一向におさまらず、自由な活動がなかなかできずにいますが、おかしいと感じたことにはその都度声を上げています。

7月には、水俣病被害者互助会義務づけ訴訟の口頭弁論において、被告熊本県・鹿児島県の代理人が偏見・差別的な質問を行ったことに対して、小泉環境大臣と蒲島熊本県知事に抗議文を送りました。

8月には、最近増えている公害健康被害補償不服審査会の却下理由に関して、蒲島熊本県知事と塩田鹿児島県知事に公開質問をしました。

熊本県知事宛の質問状を掲載しますが、鹿児島県知事にも同文の質問状を送っています。知事名と県名が異なるだけです。

以下、報告します。

### ○公開質問状

2021年8月23日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

質問者：鈴木多賀志

#### 公開質問状

蒲島熊本県知事におかれましては、ますます御健勝のことと、お慶び申し上げます。

私は、生業の傍ら水俣病被害者の支援活動をしています。1956年のいわゆる公式確認から65年以上の歳月を経ても、水俣病被害者への補償・救済問題が未だに解決されない現状を大変憂えています。

ところでここ数年、公害健康被害補償不服審査会（以下、不服審査会）において、審査請求期間内に請求が間に合わなかったという理由で門前払いの却下となる裁決が多くなってきています。

実際に過去5年間（2016/07/01～2021/07/09

日付）の不服審査会の裁決を集計したのが別紙の「添付資料（编者注：4頁）」です。

この期間で水俣病に関する裁決数は21件、そのうち請求期間の徒過が理由となっている却下数は6件（処分庁熊本県3件、鹿児島県3件）もあり、裁決数の28.6%にもなります。なお、2018年9月28日付却下の3件は、新潟水俣病認定義務づけ訴訟の勝訴により水俣病の認定がされたため不服審査請求の利益がなくなったというもので、これは事実上の原処分の取消です。

同期間の大気系疾患の場合では、請求期間徒過による却下件数は1件で、裁決数の6.7%となっています。2021年7月9日付裁決の1件の却下理由は申請書類に不備があったというものですが、この件を加えたとしても大気系疾患における却下率は13.3%であり、水俣病の半分以下です。

さらに適用法律は異なりますが、同じ不服審査会で審理がされる石綿の場合になると、裁決数67件、却下数2件となり却下率は3.0%しかありません。

請求期間の徒過による却下数が裁決数の約3分の1にもなり、他の疾患と比べて突出している状況は、単に個々の申請者の問題とは言いがたく、何か構造的な問題がある、例えば熊本県と鹿児島県の教示方法や処分後のフォローが水俣病の申請者の実態に合っていない、と考えざるを得ません。

水俣病は未だに差別・偏見を恐れ、家族内でもお互いに隠すような病気です。さらに他県に移住した人の場合になると、水俣病に対する情報自体が皆無となります。

不服審査請求の手続きに関する情報や相談できる人が不足しているなかで、さらに差別・偏見に対する恐怖・逡巡を乗り越えなければならない水俣病の申請実態があるときに、ありきた

りの教示等で済ませてよいのか、申請者の実情に合わせた施策・運用が必要ではないのかと考えます。

そこで当該自治体の首長としての見解を伺いたく、以下の公開質問をいたします。

1. 県の認定審査によって棄却・却下の処分となった申請者に対して、申請者が置かれた実情を踏まえて審査請求期間の徒過とならないようなフォローを、現在何かしているのですか。
2. 裁決数の約3分の1もの事案について、水俣病に罹患しているか否かという具体的な審理もされず、門前払いの却下をされているという現状をみて、行政不服審査請求の制度が適切に運営されていると認識されるのですか。県は関係ないという認識なのですか。
3. 他の疾患に比べて水俣病では審査請求期間の徒過となる事案が多い原因は何だと考えますか。
4. 県には全ての水俣病の被害者に対して、あらゆる補償・救済制度に導く責務があります。門前払いの却下処分が出る状況は、その責務が果たせていません。具体的な改善策を示してください。

以上、口頭・電話では聞き間違いや勘違いが生じますので、必ず文書でご回答いただくようお願いいたします。

回答は2021年10月末までをお願いします。

以上

## ○抗議 申入書

2021年7月3日

小泉 進次郎 環境大臣 様

蒲島 郁夫 熊本県知事 様

溝口訴訟弁護団東京事務局

鈴木多賀志

### 抗議 申入書

1. 2021年6月11日と23日の水俣病被害者互助会義務づけ訴訟の熊本地裁口頭弁論において、被告熊本県・鹿児島県の代理人である藤原伸二代理人や斉藤修代理人らが、原告に対して偏見・差別的な質問を行ったことに強く抗議します。

代理人らは、原告らが農作業や車の運転をしていること、パソコンで陳述書を作っていること、船釣りを趣味にしていること等、原告が自力で日常生活を送っていることを問題視するような質問を続けました。

これは、公健法の趣旨・目的をないがしろにしている質問であり、さらに水俣病患者や障がい者には日常生活や社会活動をまともにすることができるはずがないという偏見・差別観に満ちた発言であり、決して看過できません。

2. まず、義務づけ訴訟の前提となっている公健法の認定条件は、有機水銀暴露と症状の確認です。1971年の事務次官通知で明言されているように、症状の軽重は考慮の対象ではありません。

被告代理人の質問は、この大前提となる公健法の枠組みを全く無視しています。認定患者でも、日々の生活のなかで農作業や釣りもします。

そもそも公健法がまともに機能していれば、患者が裁判を提訴して寝る時間を犠牲にしてまでパソコンを打つ必要などないのです。

3. 水俣病患者であっても日々を生きるためには、仕事や家事をしなければなりません。自らの体調と折り合いながら必死に生活をしているのです。

60年以上も水俣病事件を放置してきた国・熊本県に問われる筋合いはありません。60年以上も年月が過ぎていけば、人は誰でも多少の病気にかかったり、怪我もすることがあります。また、水俣病事件は地域全体がチッソの廃液によって汚染された公害であり、大規模な食中毒事件です。汚染された地域には、糖尿病の人も小児麻痺の人もいました。不知火海沿岸の住民は、皆、汚染魚を食べさせられていたのです。

「完全な健康体でなければ水俣病になれない（一つでも水俣病以外の病気にかかったことがあると水俣病と認められない）」と患者が嘆かざるをえない認定制度は、水俣病の被害実態に全く対応していません。

本来、国や熊本県には国民、県民を保護する義務があります。しかし、水俣病事件の歴史において、国や熊本県がこの義務を果たそうとしたことは一度もありません。

4. かつて石原慎太郎元環境庁長官が、胎児性水俣病患者の手紙を「IQの低い人が書いた」と発言して後に謝罪するという事件（1977年）がありました。

2010年11月の川上夫妻の認定義務づけ訴訟の熊本地裁の口頭弁論では、熊本県の代理人が「（川上さんが）法廷には1人で歩いて来て来ましたね」と切り出しました。

2019年6月の水俣病被害者互助会国賠訴訟の福岡高裁口頭弁論では、瀧本匠チッソ代理人は原告の陳述書を読み上げ、「これを原告本人が書いたと思いますか」という質問をしていました。

こうした国・県の暴挙・暴言は列挙にいとまがありません。

5. 石原長官発言から44年を経ても、今だに行政によるこのような偏見・差別が続いているのは、ひとえに環境省が1977(S52)年判断条件を初めとした医学的根拠のない勝手な水俣病像を作り上げ、水俣病の被害実態を矮小化し続けているためです。

直ちに、不知火海沿岸住民の健康調査を実施して、水俣病の病像を把握し、被害実態にあった補償・救済制度を設計することを要求

します。

そして、今全国で争われている水俣病関連の裁判での原告患者に敵対する態度を直ちに改め、原告全員を水俣病患者と認めることを要求します。

以上

## ○各地訴訟の口頭弁論日程

以下は私たちが把握できている弁論日程です。

### \* 水俣病被害者互助会 認定義務付け訴訟

## 11/26 結審 熊本地裁 14:00～

2015年10月の提訴から6年、本年7月9日で原告7人全員の本人尋問を終えて、大きな節目を迎えます。おそらく傍聴席数の制限は続いていると思いますが、全国から応援の声をあげていきたいと思っています。

### \* 倉本チズ訴訟 熊本地裁

10/06 第9回口頭弁論

こちらも節目を迎える可能性があります。

### ○ホームページを更新しました。

技術的なトラブルから、2年間も更新ができませんでした。

ようやく解決できました。

○裁決内容の集計（公開質問状 添付資料）

単位：人

裁決日	水俣病				大気				石綿			
	裁決数	取消	棄却	却下	裁決数	取消	棄却	却下	裁決数	取消	棄却	却下
2016/07/01	0	0	0	0	1	0	1	0	5	0	5	0
2016/09/30	1	0	0	1	2	0	2	0	1	0	1	1
2016/12/16	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	0
2017/03/31	1	0	1	0	0	0	0	0	5	0	5	0
2017/06/30	1	0	0	1	1	0	1	0	3	0	3	0
2017/10/13	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0
2017/12/15	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3	0
2018/03/23	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	4	0
2018/06/22	1	0	1	0	0	0	0	0	4	0	4	0
2018/09/28	3	0	0	3(注1)	1	0	1	0	2	0	2	0
2018/12/14	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0
2019/03/22	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
2019/06/21	1	0	1	0	0	0	0	0	4	0	3	1
2019/10/04	2	0	1	1	2	0	2	0	3	0	3	0
2019/12/13	2	0	2	0	0	0	0	0	3	0	3	0
2020/03/19	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0
2020/07/03	1	0	1	0	0	0	0	0	4	0	4	0
2020/10/09	0	0	0	0	1	1	0	0	4	2	2	0
2020/12/11	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	0
2021/03/19	4	0	2	2	1	0	0	1	1	0	1	0
2021/07/09	1	0	0	1	1	0	0	1(注2)	4	0	4	0
合計	21	0	12	9	15	2	11	2	67	6	60	2
審査請求期間を徒過して却下				6				1				2
裁決数に対する上記理由の却下割合(%)				28.6				6.7				3.0

(注1) 新潟水俣病認定義務づけ訴訟の勝訴により水俣病認定されたため、不服審査の利益がなくなった。

(注2) 申請書類に不備があったのを修正しなかった。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」  
〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、  
「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね